

国民生活審議会
第 10 回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第10回消費者政策部会 議事次第

日 時 平成20年5月23日(金) 14:05~16:53

場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

1.開 会

2.議 題

1)平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について

2)その他

3.閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人 E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本八ム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

第 21 次国民生活審議会第 10 回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人 E C ネットワーク理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	水 巻 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 12 名

[事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、嶋田官房参事官、川辺国民生活局消費者企画課長、原嶋国民生活局消費者安全課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、松風国民生活局総務課国民情報室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長

松本部長 それでは、定刻を若干過ぎておりますが、ただいまから国民生活審議会消費者政策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、最初に、事務局から配付資料の確認等をお願いいたします。

(配付資料確認)

川辺消費者企画課長 本日のヒアリングの進め方でございますけれども、先生方の方から御関心事項をいただいておりますので、先生方の御関心事項に沿いまして、1～2分程度問題意識をお示しいただきまして、その後、3人の先生が御関心を示しましたら、3人の方にまず最初にお話しいただきます。それにつきまして各省の方からお答えをいただくというように考えております。

今～まで施策の大きなくくりがございますけれども、例えば「リコール制度の強化・拡充」という一つの大きな枠でそれぞれ質問していただきまして、それにつきまして各省の方からお答えいただくと。次に、についてそれぞれ御関心のあった委員から質問していただきまして、それについて各省からお答えをいただくというやり方でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

松本部長 ありがとうございました。

本日は、平成20年度の消費者基本計画の検証・評価・監視について、各省庁からヒアリングを行うわけですが、3時間の間に70ページをやるということで、1項目に当てられる時間は非常に短いということをお配慮いただきまして、重要施策ごとに関心のある委員から一人当たり1～2分程度という非常に短い時間内に要領よく御質問をいただくということにしたいと思います。是非、議事進行に協力をお願いいたします。

まず、リコール制度の強化・拡充の施策に関しまして、齋藤委員、佐野委員、中名生委員、藏本委員から御関心があると伺っておりますので、それぞれ1～2分程度で御発言をお願いしたいと思います。

まず、齋藤委員からどうぞ。

齋藤(憲)委員 項目が幾つかありますが、共通的に述べたいと思います。書きぶりなのですが、最後の「監視(今後の取組)」というところが、終わったような書きぶりになっている項目が多いように思います。これについて今後どういうことを考えておられるかというのがありましたら紹介していただきたい。例えば、現在の同じ仕組みのまま延長していくのか、あるいは方法の改善があるのか。それから、リコールの際の例えば回収率の向上に向けた研究を行うのか、といったことにつ言いただければと思います。

佐野委員 食品のリコール社告についてなんですけど、安全性を強調しながらリコール社告を出しているということに関して、非常に消費者にとってわかりづらいということと、国際的には安全であるのに、日本では許可されていない。それは、消費者にとっては不安感を覚えるわけですが、その点について厚労省とか農水省などとの連携をうまく行いなが

ら、リコール社告の促進を進めているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、車のところなんですけど、依然として車のリコール届けというのが非常に多いわけで、昨年度は 311 件と書かれていますけれども、私が知っている限りでは、この制度ができてから 2 番目ぐらいに多い。311 件というと一日に 1 件ぐらいあるわけですが、最近の車は設計とか製造上で何か問題があるのではないだろうかというぐらい数が多い、それはどうなっているのかとお聞きしたい。大体計算すると 20 台に 1 台ぐらいがリコール自動車ということになって、非常に多いのではないかと疑問があります。

それから、3 番目について申し上げますと、経産省で消安法を改正なさせて、昨年 5 月から重篤事故情報の報告をすることになっております。報告をしなかった事業者に対して改善命令ができるということになっておりますが、そういうものがあつたかどうか。また、諸外国との連携体制の構築とありますけれども、アメリカと中国とはガイドラインを交わしているのですが、欧州、アジア、その他はどういう状況になっているのか。

それから、次の情報提供というところですが、ホームページや記者会見をなさっていることはよくわかっているんですが、そのほか高齢者の施設だとか学校とか情報がきちんと行き渡るような対策がとられているのかどうかお聞きしたい。

もう一つは、長期使用製品の安全対策が来年から施行されるわけですが、標準設計耐用期間を製品に表示するのは、たった 9 品目となっておりますが、それ以外のものをどうお考えになっているのか、これを進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

最後ですが、厚生労働省に 47 件の事故情報を転送したと書かれておりますが、転送した後のフォローアップはなされているのか、それとも転送したらそちらにお任せになっているのか、どういう状況で連携をとっていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

中名生委員 私が伺いたいのは、1 ページの内閣府の一番最初に書いてあるものですが、リコール等に関する研究会ということで、進捗状況として 7 回やったという話を書いてありますが、まだ取りまとめには至っていないのではないかと思います。恐らく年度内を目指しても、餃子の話があつたり、消費者庁をめぐり話がいろいろあつて取りまとめに至っていないということではないかと思います。状況がどうなっているか、それから、今後おまとめになる予定があるかどうかということをお伺いしたい。

それから、それに関連して一言だけ言いますと、1 ページにもちょっと触れてありますが、国民生活センターのホームページの中にも「回収・無償修理等のお知らせ」というリコール社告の欄があるんですが、これは大変ヒット数が多いといいますが、国民生活センターのホームページ全体のアクセス件数というのが昨年度は 2,650 万件で物すごく多いんですが、その中でも項目で見てどれが一番多いかと言いますと、リコール社告で 300 万件近くある。それだけ消費者の関心が高いということだろうと思います。そこで提案なんで

すけれども、これから研究会の報告書をまとめるとすると、企業がリコール社告を出されるときというのは、今は製品が全国流通しているものが多いから全国紙に出されることが多いと思うんですけれども、大きな企業はいいんですが、小さな企業はそういうコストもばかにならないと思いますので、例えば、国民生活センターのホームページのようなもの、言わばコストの掛からないものを活用するというのも、一つのやり方かなという気がします。

以上です。

松本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのさまざまな質問につきまして、順序お答えいただきます。まず、内閣府からお願いいたします。

内閣府 では、答えさせていただきます。

まず、齋藤委員の方から今後の進め方についての御質問があったかと思いますが、1ページに書いてございますように、社告の在り方も含めてリコール研究会を平成19年度に開きまして、そこで検討いただいたところでございます。平成20年度におきましては、その検討結果を踏まえて、社告の有無も含めて分野横断的な自主リコールの指針を国民生活審議会でお諮りいただいた上で、それをつくるという方向で今考えているところでございます。

佐野委員からですが、食品について厚労省あるいは農水省と連携しながら進めているのかという御指摘がございましたが、自主リコールの分野横断的な指針の中には当然食品等も入ってございますので、それも作成していく中で厚労省、農水省、その他経産省も含めて連絡・調整をとりながら連携しながら作成に当たっていきたいと考えております。

最後に、中名生委員から平成19年度の研究会の報告はどうなっているのかということですが、研究会は本年3月に一応終わりました、座長の一任で最終取りまとめをするということですが、現在、若干時期が遅れてございますが、最後の段階になってございまして、近々公表すべく今、最終調整をしているところでございます。その中で、社告につきまして御指摘のありました、中小規模の事業者のリコール社告にどのような支援をすべきかということにも触れてございまして、ただ、結論ははっきりとしていなかったんですけれども、ただ、何らかの支援なども必要なのではないかという御意見もございまして、それらにつきまして更に検討されるべきということも含まれているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

松本部長 それでは、国土交通省からお願いいたします。

国土交通省 国土交通省から御回答させていただきます。

まず、齋藤委員から御質問いただきました今後の取り組みに関してですが、自動車のリコールに関する不正行為の再発防止という観点では、ここに書いておりますような情報収集体制の強化であるとか、集中的な監査の実施、技術的検証の実施といった体制を整備し

ておりまして、これを着実に実施していくことが当面の課題と考えておりますので、平成 20 年度につきましても、これらの体制の上で着実に実施していくということを考えております。

続きまして、佐野委員からいただきました、自動車のリコールが多いという御指摘についてですが、確かに平成 19 年度も 310 件ほどのリコールの届出がありました。リコールの件数が増えていることについては、いろいろなところでいろいろな説が言われておりまして、自動車の部品の共通化のために 1 件リコールすると対象台数が多いなどがあるんですが、一つとしては、自動車メーカーが積極的にリコールをするようになったという面もあると国土交通省としては考えております。というのも、平成 18 年度も 300 件ほどのリコールの届出があったんですが、そのうちに実際に事故が起こってリコールになったものというのは 1 割にも満たない。あとの 9 割以上については、事故に至る前の不具合が発生した段階でリコールになっているということで、かなり自動車メーカー各社は積極的なリコールを行っていると考えております。とはいいまして、それは傾向的に見てそうなっているというだけですので、実際なぜリコールが増えているのかということは、平成 20 年度しっかり検証して、実際に欠陥が増えているということであれば、何らかの対策をとりたいということを考えているところです。

以上です。

松本部長 ありがとうございます。

今日は蔵本委員が御欠席ですけれども、あらかじめ文書で質問が出されているということをして失念しておりましたので、事務局から質問事項について代読をお願いいたします。

川辺消費者企画課長 代読させていただきます。リコール制度の強化と拡充について、特に、諸外国との連携を通じた海外製品の事故情報の収集についてお尋ねしたいと。個人輸入品やインターネット・オークションにより、偽物や国内で認証されていない製品などが流通しています。このような場合のより素早い情報交換や根絶に向けた国際間の取り組みが必要と考えますが、現状スムーズに行われているのでしょうかという御質問でございます。

松本部長 これは一般的な話ですから、内閣府と経産省からも後で補充していただきましょうか。国際的なリコールというのは、内閣府としては何かお考えでしょうか。

内閣府 個人輸入品となっておりますので直接的な観点からはまだございませんが、ただ、先ほど申しましたように、リコールにつきましても分野横断的なリコールの指針をつくるということをしております。その中では、やはり国際的な観点から調和したものである必要があるということがございまして、日本と諸外国との間で差異があってはまずいのではないかとということがありますので、そういう観点なども含めて平成 20 年度の分野横断的な指針の中で考えていきたいと考えております。

松本部長 それでは、経済産業省からお願いします。

経済産業省 私ちょっと遅れましたので、もしかしたら回答に取りこぼしがあるかもし

れませんけれども、まず、佐野先生からの御指摘で、事故報告制度で改善命令を出したことがあるかということではありますが、今の時点で改善命令を出した実績はまだございません。去年5月14日から制度がスタートしまして、企業の方々も意識を向上させられて、今は10日以内に出していただいていると思っておりますけれども、仮に遅滞案件というのがわかれば当然改善命令の発動もあり得るわけです。ただ、今の時点では実績はございません。

2点目の国際連携でございますが、私どもアメリカと中国との間で協議の覚書を結んでおりまして、アメリカとの関係におきましては平成18年度と今年2月にワシントンで第2回の会議を行ったところでございます。その中で、私どものリコール情報、先方のリコール情報の具体的な情報交換を行っているところでございます。

中国との関係につきましては、これも5月7日に第2回の定期会合を行いまして、その中で、相互の関係する製品事故情報の通報を相互にしようということで合意したわけでございます。

そのほかの国との関係ですが、一つは今、韓国との間で最終調整を進めております。これはほぼ合意に至っておりますので、韓国とも同様のスキームが構築できるものと考えております。

そのほかEUについても話し合いを進めておりますが、今まだ調整中という段階でございます。

3点目の御質問の高齢者等々のきめ細やかな周知活動ということでございますけれども、一つは、月に1回製品安全点検日セミナーというセミナーを開催しておりまして、こうした中で製品事故ですとか、消費者の注意事項を御説明させていただいているところでございます。それに加えまして今年3月、経年劣化による家電製品の火災防止ということで、チラシを作成いたしまして、これを各都道府県・各市町村にお願いしまして、回覧板で回すということで周知活動に努めているところでございます。

このほか、これはまだ検討事項でございますけれども、総務省さんの方で進められているふるさとケータイ事業、これは要するに高齢者の方が使いやすい携帯電話をお持ちになって、あるボタンを押すと地域の情報とか今の情報にすぐにアクセスできるというものでございますけれども、こういった中で製品事故、製品安全の情報を提供することができないかということで検討を進めているところでございます。

そのほか、民生委員のネットワークを活用させていただきまして、その中で製品安全情報の周知活動ができないかということも併せて今検討しているところでございます。

4点目の、長期使用製品安全点検制度に関する御質問でございますけれども、9品目しかないのかということでございますが、これは来年4月1日から施行実施することにしておりますけれども、設計標準使用期間を表示するだけでなく、設計標準使用期間が到来したときに製造輸入事業者の方から消費者の方に点検の通知を行いまして、消費者の方から点検の要請があった場合には、製造輸入事業者は点検をしなければならないという制

度になっておりまして、そういうことでまさに点検を実施していただくということで、一定の確率、PPMがあるものということで9品目ということにさせていただいておりますが、このほか確率は高くはないんですが、一定の事故が起きている製品については、表示だけをする長期使用製品安全表示制度というものがございまして、これについて5製品指定させていただいております。これも同じく来年4月1日から施行予定としております。

5点目の厚生労働省に移管した案件をどうフォローしているかということでございますが、これはデスクマットのアレルギーの事故報告でございまして、私ども厚生労働省に法律に基づいて移送しておりますが、厚生労働省で公表リコール資料ということできちんと対応していただいていると認識しております。

以上でございます。

松本部長 ありがとうございます。

国際的なリコールに関しまして、高橋調査室長から補足がございます。

高橋調査室長 佐野委員と藏本委員から御質問があった件に関連して御紹介しておきます。

OECDの消費者政策委員会で、消費者安全に関するプロジェクトが始まることになっておりまして、10月会合でラウンドテーブルをキックオフとして始まり、2009年から2010年に掛けてプロジェクトが進み、最終的な目標としては各国の情報の共有、特にシステムの統合まで可能かどうかというものを探るものです。これは総点検の脚注にも書いてありますが、アメリカ、豪州、EC、日本の共同提案として進む予定になっております。

以上です。

松本部長 今の点と恐らく若干関係してくるんですが、ISOの消費者政策委員会が来週ソウルで総会がございまして、その製品安全ワーキンググループの中でも、日本の事故情報の届出制度というのは非常にすぐれたものであるという認識のもとに、そういう国際的な事故情報の収集のためのフォーマットについて国際的な規格をつくったらどうかという議論が少し始まっているところがあります。

それでは、リコールの問題はさまざまな御質問等もあるかもしれませんが、まだまだ大きな課題がございますので、次のリスクコミュニケーションへの消費者への参加促進というテーマに移りたいと思います。このテーマにつきましても齋藤委員から御関心があるということでございますので、どうぞ御発言ください。

齋藤(憲)委員 リスクコミュニケーションのところですが、いろいろ研究されている中身が紹介されており、やっつけていただいているなと思うのですが、例えば、餃子問題等に直面した際に、これをやっていてよかったと思うことがあればPRしていただきたい。今後の参考になると思います。

松本部長 それでは、担当の省庁の方に御回答いただきたいんですが、食品安全委員会からお願いできますか。

食品安全委員会

今、齋藤委員からこのようなリスクコミュニケーションの取り組みがどのような効果を発揮しているかということなのですが、リスクコミュニケーションというのはさまざまな取り組み、御承知のように情報の共有あるいは意見の交換ということがございまして、それぞれの取組ごとにはそれらをわかっていただいたという短期的な評価があるかと思いません。長期の評価としては、例えば、科学的に食品の安全性について幅広く理解していただくといったものがあるかと思えます。突発して起こるような餃子問題などに対しましては、長期的な評価の中で、余り国民の皆さんが不安がらず、冷静に科学的な情報を受け取れたかということが出てくるかと思えますけれども、食品安全委員会が始まって約5年経ちましたが、私どもとしましては、そういった科学的な知見に基づいて安全性を見ていきましょうといったリスク分析の考え方をできるだけ広めようとしているわけですが、私どもの情報がどこまで通じているかということについては、なかなか難しい面があるかと思っております。

これは裏返して見ますと、例えば、国民の皆様にも、食品に関してどのようなことが不安ですかということをお聞きですけれども、その中には農薬でありますとか、食品添加物といったものに対する不安というのは、相変わらず高い率で挙がってきております。私どもとしましては、できるだけ科学的な情報を中心に、そのような情報をしっかりと伝えていきたいと思っております。

松本部長 厚生労働省、農林水産省からそれぞれ補足がございましたら、どうぞ。

厚生労働省 リスクコミュニケーションは、やはり一般消費者の方にとりまして、正しい理解を得るという意味において非常に有効だろうと思えます。誤解を恐れずに言えば、未知の危険性につきましては、情報量に反比例して、情報量が不足していれば不足しているほど一般の方の不安も大きいと聞いておまして、そういう意味におきまして、正しい情報の理解に資するような活動をいたしますと、仮に報道等で極端なバイアスの掛かったような報道がなされたとしても、聞いていらっしゃる方の方でニュートラルに客観的にとらえていただくことができるという点におきまして、非常に有意義なものであると思っております。

以上です。

松本部長 ありがとうございます。

ほかの委員の方で、リスクコミュニケーションについて特に何か御質問したいという方がいらっしゃいましたら、お一人程度なら時間的なゆとりがございしますが、ございませんか。

佐野委員 6ページの「有効性」の下から2行目に「消費者の食品の安全性に関する理解の促進に有効であった」とありますが、この「有効であった」と書く根拠というのは、どこにあるのでしょうか。

食品安全委員会 食品安全委員会の中に食の安全ダイヤルとか、全国に470名ほど食品の安全モニターという方を置いて、それぞれ皆様方から意見を吸い上げたりしております。

例えば、食の安全ダイヤルに掛けてこられる方の中には、ホームページによる情報提供によってある程度わかったけれども、わからないところをもう少し教えてほしいといったこともございまして、このような情報提供が消費者の皆さんの理解の促進にそのように役立つ、更に、次のステップに進む一つの窓口になっているのかなという感じを持っておりません。

ただ、どの程度のインパクトがあるかということにつきましては、定量的な評価は難しい状況でございます。

松本部長 ありがとうございます。

それでは、次の施策群に移りたいと思います。食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進に関して、中名生委員から御質問をお願いいたします。

中名生委員 これは、農林水産省に対しての御質問ということになると思いますけれども、食品のトレーサビリティというのは消費者が安心して買う、あるいは事故が起こった場合に流通経路を容易に把握できるということで大変重要だと思います。11 ページ以降に書いておられるのは平成 19 年度までに何をしたかということで、システムを開発しました、終了しましたということが書かれていて、ここの記述としてはこれで十分なのかと思いますけれども、最終的な目標は普及を図るということでして、今、普及の状況はどうなっているかというのが、もしわかればお教えいただきたいと思います。

松本部長 それでは、農水省からお願いいたします。

農林水産省

平成 19 年度までにおいて食品トレーサビリティの導入を推進するに当たって、食品事業者等の自主的な取り組みを支援するために、平成 17～19 年度に掛けて、ユビキタスコンピューティング技術を活用した高度なシステムの開発と実証をして、実際に技術を導入するということを図っていただいております。

また、食品の品目別にトレーサビリティの導入ガイドやガイドラインを作成して、関係事業者にトレーサビリティの普及に当たってセミナー等を経て周知をしていたところでございます。

これらの取り組みに当たって、IT の活用に重点が置かれてきたわけでございますけれども、このような IT を活用したトレーサビリティに取り組む事業者については、比較的大規模な産地とか大手販売業者等において、かなりトレーサビリティの技術導入を普及してきたという経緯がありまして、平成 19 年度においては、IT の活用に重点が置かれたトレーサビリティ・システムの導入についての事業は平成 19 年度で終了したいと考えているところでございます。

ただ、このトレーサビリティの導入推進において、トレーサビリティについては産地と消費者の顔が見える関係を構築するのではないかと、IT を活用するに当たってシステムの開発とか運営に大きなコストが掛かるということがあるのではないかと認識された事業者がおりまして、特に、中小の事業者にとってはそういうイメージがあって、実際にコ

スト負担等の問題とトレーサビリティの導入に当たっての取り組みが遅れてるという状況にあるということでございます。このような中小の事業者に対してトレーサビリティの取り組みを図っていくというのが、今一つの課題となっているところでございます。

そのため平成 20 年度において、実際に中小企業事業者においてトレーサビリティの取り組み状況についての実態を把握して、例えば、品目、流通の段階ごとにどのようなトレーサビリティの取り組みをしているのか、されていないのか、それにつながってどういう問題があるかという調査をし、それを分析して、検証いたしまして、実際に中小事業者の方にも低コストで取り組めるトレーサビリティの具体的な手法を検討し、それを普及していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、次の施策群に移りたいと思いますが、分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくりということで、これは対象項目も多いということ、それから、御関心のある委員も多いということで、少し時間を掛けたいと思います。岡田委員、齋藤委員、西村委員からそれぞれ御関心があると伺っておりますので、それぞれ順次御発言をお願いいたします。まず、岡田委員からどうぞ。

岡田委員 私は、項目だけを挙げて内容を書いていなかったもので申し訳ありませんでした。

まず、私が最初に挙げました景品表示法の部分に関してですが、去年、今年と公正取引委員会の排除命令がたくさん出ておりまして、消費者センターとしても助かっていますが、ただ、手続としてどこに申し出て、それが公正取引委員会につながっていくのか、その辺がもう一つ見えないのと、あとは、前は東京都に上げていたものを区でできるようなものもあるやに聞いたりしてしまして、その動きがわからないもので、積極的にやっていただきたいという気持ちがあるものですから、できましたら、その手続のことを詳しく教えていただけたらと思います。

齋藤（憲）委員 まず、15 ページのところです。右側の「評価」の真ん中辺りに「本報告を踏まえ、次期国民生活審議会において、同法の見直しを含めた所要の措置をできる限り早急に講ずるべきと提言した」とあります。具体的にポイントを御紹介いただければと思います。

それから、20 ページです。インターネット取引に関することが述べられております。私は昨年 4 月に G8 のビジネス会合に出ましたが、各国の代表者がインターネットを利用した悪徳商法というか偽物販売も含めて何とかしなければならぬと言っていたのが印象に残っています。外国との情報交換、連携をどのようにされておるかということをお紹介いただきたいと思います。

それから、25 ページです。平成 19 年度の成果は大いに理解できるところでありますけれども、ここの書きぶりだけ見ると終わったような書き方になっています。今後、これを踏

まえてどういうところに力を入れていきたいかということをお紹介いただければと思います。

以上です。

西村委員 多重債務の問題ということで 28～29 ページの項目 24 番ですが、主として金融庁さんということになるかと思えますけれども、多重債務問題改善プログラムが昨年からは動き出してマニュアルも 3 月に改定されて、家計管理的な部分も入ってきているものも拝見していますが、いずれにしても自治体へ下ろしてきたものの、自治体の間に物すごく格差があると。多重債務対策の予算規模も非常に大きな開きがあると思っております。「監視」を見ますと、引き続き国、自治体、関係団体が一体となって実行すると。この種のペーパーというのは、実に抽象的で実際に何をやるか見えてこないわけです。その辺りを是非お聞きしたいと。とりわけ、私自身は多重債務の問題は法的解決に加えた生活支援の部分があれば抜本解決にならないと理解していますので、その辺りも是非お考えをお聞きしたいと思っております。

以上です。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、公正取引委員会から景表法の排除命令関係についての御説明をお願いいたします。

公正取引委員会

岡田委員の御質問は、景品表示法の手続についてでございます。公正取引委員会の景品表示法につきましては、消費者からの情報というものもかなり多うございます。具体的な件数で言いますと、昨年は新規発生件数といたしまして 1,549 件の申告が来ています。この申告というのは何かといいますと、独禁法第 45 条というのがございまして、何人も独禁法に違反するという事実に接した場合には、情報提供ができるという規定です。これは書面で情報提供していただきまして、氏名等、どのような問題があるのかなど一定の要件を満たしている場合には、公正取引委員会といたしましては調査して書面で回答する義務があるということでございます。

消費者は、不当表示だというような広告等に接した場合には、公正取引委員会に書面で報告することが可能であり、公正取引委員会は所要の調査をいたしまして回答する義務があるということでございます。

相談窓口でございますが、公正取引委員会には本局のほか地方事務所があり、そこで受け付けています。地方事務所は、全国の各ブロックごとに所在しています。

また、景品表示法は都道府県の知事にも権限が移されており、指示という行政指導ができます。したがって、消費者は都道府県に情報提供をすることも可能です。仮にそのような情報が広域の案件、県を越える案件でございますと、公正取引委員会に都道府県から情報が寄せられてくることとなります。昨年度は 12 件、都道府県から公正取引委員会に移送されています。

昨年度の事件処理の件数でございますが、不当表示に対する法的措置として56件の排除命令をしております。これは不当表示につきましては過去最高の件数です。その他、警告案件、これは、新聞発表されるものですが、19件です。その他、注意は、昨年度は表示と景品の事案について520件です。合計しますと昨年度は595件の事案の処理をしたということでございます。

松本部長 もう一点、たしか区でも権限があるのではないかと御質問がありましたけれども。

公正取引委員会 都道府県知事から、例えば、市長とか区長に景品表示法上の指示の権限を移すことは法律上は可能でございます。下りているかどうかというのは我々は把握しておりませんが、条例が整備されている場合には、都道府県知事が持っております権限を市長や区長に下ろすことは可能です。

松本部長 それでは、消費者契約法とインターネット関係で内閣府から御回答願います。

内閣府 齋藤委員から御指摘がありました15ページの情報提供義務等の検討の具体的な検討項目等という御質問だったと思えますけれども、15ページの「評価」に例示しておりますように、重要事項の概念を拡張すべきこと等のほか、今、消費者契約法の取り消し類型として規定されている困惑類型について、不退去、監禁以外にも拡張すべきではないかとか、あるいは不当条項リストということで、今、消費者契約法の第8条から第10条まで幾つかの不当条項が規定されておりますけれども、それ以外のものについても不当条項リストとして規定すべきではないかといったことが検討課題として挙げられております。

それから、20ページのインターネット取引の関係で、諸外国との連携ということですが、具体的にこういったルールを設けるべきという検討が特にされているわけではないと認識しておりますけれども、OECDの場でありますとか、あるいはICPEN（消費者保護及び執行のため国際ネットワーク）などにおいて、検討課題として取り上げられているのではないかと認識しているところであります。

以上です。

松本部長 それでは、同じくITを利用した取引の問題ですが、経済産業省から御回答願います。

経済産業省 特定商取引法の所管課でございます。

25ページ、21番のITを利用した取引における利用者保護ルールの検討ということで、齋藤委員から御指摘をいただきました。特に、書きぶりとしてこれで終わりかのように見えてしまうという御指摘と認識しております。今回、特定商取引法及び割賦販売法も併せて大規模な改正を行わせていただきまして、正確には現在国会で御審議いただいている最中でございます。

我々の発想といたしましては、これを終着点ととらえることなく、この後が大事であるというのが基本的な認識です。ラフに言わせていただければ、21番に関しては通信販売に

ついて返品、つまり販売契約の解除を可能とするような返品にまつわるトラブルの解消、特にインターネットであれば実際に届いたものが違うとか、返品にまつわるトラブルが多々見られたところをごさいました。それから、皆さんの携帯ですとかPCに届くような迷惑メールについて、総務省と歩調を合わせてこれをオプトイン方式、消費者が承諾、請求していないような、望まないメールについての送信を禁止する法案を提出させていただいているところです。

例えば、迷惑メールを例にとれば、規制の導入後にこういうものを執行していくにはいろいろな観点をごさいます。例えば、行政処分はしっかりとやるようにしなければいけない。したがって、今回の法改正と併せて行政処分権限を充実させる、例えば、ISP（インターネットサービスプロバイダ）の方から、メールのアドレスからその情報をたどって処分ができるようにするような報告を聴取するスキームを設けたりとか、あとは中国と事務レベル協議をやった上で、そうしたプロバイダに関する情報の交換などに努めているところです。これらの執行状況を見ながら、ある種次の手を打っていくということをやっているかなければいけないと考えておりまして、そういう意味で、（この部分の記述は）成立した場合には、政省令の整備を進め、実効性を確保するため円滑な整合を図ると書いたものですので、そういう意味で、齋藤委員から若干足りない御指摘を受けた部分については、やらないということではなく、成案として成り立っていないために書いていないという方が適切かと思えます。

産業構造審議会特定商取引小委員会でこうした通信販売、特に、インターネットを中心とした通信販売に関する課題の議論を続けさせていただきました。例えば、代金を先払いしたんだけど商品が届かない、といったトラブルなどというのは一定件数見られるところですし、そのほかにもインターネットショッピングモールとか、インターネット・オークションサイトのように、何らかの場を提供している事業者をこうしたルールに参画させるにはどうすればいいかということについて、課題が存在することについて委員各位から共通認識を得たところをごさいます。

いずれにせよ、今後の方向性としては、まず、こういう分野は事業者が自主的な取り組みを近時急速に進めているところもありますので、その効果等を見ながら、ハードローがいいのか、ソフトローがいいのかということも含めて、具体的な線を検討していくということまで昨年末に取りまとめたところをごさいます。いずれにせよこの後、特定商取引法の改正に応じた政省令の整備の中で、やるべきものは適切な対応を図ってまいりますし、今後もトラブルの状況を注視しながら、繰り返しになりますけれども、ハードローがいいのかソフトローがいいのかという手段の部分も含めて、検討を進めることは当然の責務と思っております。そういう意味では繰り返しになりますが、21番の項目については我々はこれを終着点とはとらえておりませんので、今後も実際に起きている被害の状況と業界の自主的な努力というものを注視しながら、適切な手段を講じてまいりたいと思えます。

以上でございます。

松本部会長 それでは、最後に多重債務関係について、金融庁から御回答願います。

金融庁 遅れて参りましてすみません。御質問は、多重債務問題改善プログラムを関係者一体となって取り組んでいくことの具体的内容と聞いております。多重債務問題改善プログラムは大きく4つの柱から成っておりまして、1つは、丁寧に事情を聞いて相談を行う相談窓口を整備・強化していくということ。2つ目に、債務整理をある意味前提といたしまして、借りられなくなった人に対してセーフティネット貸付をしっかりと提供していくということ。3つ目が、金融経済教育をしっかりと高校生あるいは成人まで含めてやっていくということ。4つ目に、ヤミ金融の取締りを徹底強化するというところでございます。

プログラムの内容自体は非常に広範に、こういうことをやったらどうかといったことが細々と書かれておりまして、それらを関係者と引き続き一体となって強力に推進していくということにまさしく尽きるものでございまして、具体的内容ということになりますと、プログラムをご覧いただくということに尽きるかと思っております。

西村委員 そういう趣旨ではございません。勿論プログラムについては100%承知しております。その説明を伺うつもりで今日御質問したのではありません。実際に、一体となって実行する中身は何かということでございます。特に、私がメモで事前にお送りしたのは、自治体間でものすごく温度差といいますか、政府が掲げるプログラムに関して、自治体の予算規模からしても大きく違うわけです。例えば、神奈川で具体例で言いますと、非常に予算が小さいです。しかも、民間へ協働事業と称して、そちらの方に落とし込もうとしているような実態もあるわけです。その辺を政府として、あるいは金融庁として、どういうふうに指導なさっていくおつもりかということが私の趣旨でございます。

金融庁 済みません。先般、多重債務問題対策本部の有識者会議でもいろいろ御指摘のあったところでございますが、確かに自治体間で対応に温度差が見られることも事実でございます。また、行財政事情が厳しい折、なかなか予算的な資源が十分でないという御指摘があることも承知しております。ただ、今、神奈川県が指摘されましたけれども、各都道府県に対策協議会のようなものを設けてくださいというのがプログラムの大きな柱の一つでございます。これは既に全国で設置されておりまして、問題は、器はできたと、これは一つ前進だと思っておりますが、これをいかに中身があるものにしていくのか。関係者、特に債務整理ということになりますれば、行政サイドで相談を受け付ける対応だけではなくて弁護士あるいは司法書士といった法曹専門家の方々との協力関係が不可欠でございます。

今まで多重債務問題は一丸となった指令塔がなくバラバラに行われていた中で、今回初めてそういった対策協議会という器ができて、これをいかに実効あるものにしていくか、皆で知恵を出し合って、皆で状況を把握しながら前に進めていくかということが重要でございます。

今これといって何かこうすべきだという解があるわけではございません。現在は試行錯誤の中でベストプラクティスのある意味積み上げていく段階にあるのではないかと思っております。

おります。行政資源に限りがある中で、民間の力を効果的に活用していくということも一つのアイデアであろうと思います。そういった取組みすべてを否定するつもりもございませんし、実際に民間団体とうまく連携しながら前に進んでいる例というのも幾つか承知しております。私ども金融庁あるいは政府全体として取り組むべきことかと思いますが、まずは各自治体でどういうことが行われているのか、どういう状況になっているのかをしっかりと情報収集し、把握していくと。その上で、推進できるような取組み事例、非常によい取組みをいかに周知し、それを広げていく、いわばベストプラクティスを集積し、それを推奨していくと。この点については、私ども引き続き最大限力を用いてまいりたいと考えております。

松本部長 そのほか御意見ございますか。

岡田委員 多重債務の件ですが、西村委員ともしかしたら同じかもしれませんが、やはり金融庁や東京都からマニュアルとかガイドラインが出ていますが、弁護士会とか司法書士の方へ持っていくような流れが主流ですね。ところが、現実、多重債務者にとって一番お金が掛からない方法というのは、全国の裁判所とまでは言えないかもしれませんが、東京、埼玉辺りの簡易裁判所では特定調停に加えて、一般調停で過払いの返還もやり始めています。債務者にとっては一番お金が掛からなくて、自分でできてという方法といえますが、マニュアルとかガイドラインにはほとんど触れていません。相談員の間では、本当の意味で多重債務者救済とはいえないのではないかという声も聞こえてきていますので、ちょっと調べていただいた方がいいのかなと思います。

もう一つは、出資法の 109.5 の利息がまだ生きていますよね。個人間ということでしょうが、個人間の借り貸しみみたいな形で（ヤミ金になるかと思いますが）出てきているようです。それに対して金融庁の方は何らかの手をつけられるお気持ちがあるのかどうか。「2チャンネル」へかなり書き込みがあるらしくて、消費生活センターにそういう問い合わせが入ってきました。109.5%の金利を残したこと自体、知られていないのではないのでしょうか。この金利を残した理由をお知らせ頂ければと思います。

松本部長 金融庁の方から御回答願えますか。

金融庁 債務整理に当たってのいろいろな手続に関しては、私どもは「多重債務者相談マニュアル」に費用の問題も含めて丁寧に書いておるつもりでございます。それが不十分だという御指摘は重く受け止めたいと思いますので、具体的にこういう点をもっとということをお知らせいただければ、私ども検討していきたいと考えております。

それから、個人間の高金利の問題は、現実に残っていることは事実でございます。持ち帰って検討させていただきたいと思います。

松本部長 西村委員の方から、あらかじめ学校教育の多重債務関係の御質問が出ていたと思うんですが。

西村委員 文科省の方に併せてお伺いしたかったのは、後に出てくる消費者教育とも関係しますが、多重債務問題をプログラムの中で金融経済教育の一環として位置付けるとい

うことになっているかと思うんですが、現在進行中の学習指導要領との関係ではどうなっているかということを確認したかったということでございます。

松本部長 それでは、文科省の方から御回答願います。

文部科学省 多重債務問題改善プログラムの中にも書かれているところでございますけれども、その中で高等学校を卒業するまでに子どもたちに教えるということになっておるわけですが、高等学校の学習指導要領につきましては現在検討中でございます。中学校までは今年の春に告示という形でお示ししてございますけれども、高等学校は今作業中でございます。スケジュール的には年内に改訂を目指して検討しているところでございます。

その具体的な検討をするに当たって、今年1月に私ども文科大臣の諮問機関であります中央教育審議会の中で答申をいただいております。具体的な改善のポイントみたいなものが答申されているわけでございます。その中では、高等学校の家庭科でございますけれども、その中で生涯にわたる生活経済とともに、多重債務等の深刻な消費者問題について理解をさせるというような形で、多重債務等も含めた深刻化している消費者問題について高校生に理解させるというような観点が入っております。それを踏まえまして現在、具体的に検討しておるところでございます。

以上でございます。

松本部長 ほかの委員の皆様から、この項目群につきまして御質問ございませんか。

岡田委員 特定商取引法でもいいですか。国会で審議中ですが、特定商取引法、割賦販売法いずれも、原則指定商品制を廃止するということと、割賦販売法では2か月以上の1回、2回払いも適用させるという、消費者にとってみれば大変いい情報が流れていますが、実際に条文の情報を見ると、かなり長文でかつ複雑ですね。法律ができたときにどういう形で、相談員ないしは消費者に対して啓発をなさるのでしょうか。今までも改正のたびに難しい法律になっていきましたが、今回は今までのような研修ではとても相談員も、この法律をうまく使っていけないような気がします。研修や啓発に関してどのように考えていらっしゃるのかお聞きできればと思います。

松本部長 経済産業省から御回答を願えますか。

経済産業省 特定商取引法と割賦販売法に関するお尋ねがございました。割賦販売法の担当官も来ておりますけれども、とりあえず周知・広報という大きなフレームということでございますので、私から一括してお答えさせていただきます。

今回、特定商取引法では御指摘のとおり、政令で規制対象の商品なりサービスを指定しているという指定制を廃止して、原則すべてのものを対象にするという改正を行っております。また、一方で割賦販売法につきましても、割賦の定義を改めまして、以前よりも支払方法について広い範囲を読み込めるような改正を行っております。

例えば、特商法を例にとれば、指定制はまず廃止するけれども、例えば、クーリング・オフというのは8日間認められる制度なんです。2日で腐ってしまう生ものなど、クーリング・オフに馴染まないものは世の中にいろいろあるわけです。あとは、金融商品取引

法のように既がっちりとした金融商品市場にカスタマイズされた消費者保護法制というものが準備されている分野もあります。そういった部分については、事業者負担とのバランスも考え、過剰規制となってはまずいという可能性を判断して、部分的な適用の除外であるとか、全面的な適用の除外の措置を講じております。

大事なことはこうした改正に関する今後の周知・広報でして、我々のスタンスというのは三者に向けたものです。まずもって改正特商法、改正割販法を利活用すべき消費者の方にわかりやすくするというのが1人の視点。2人目の視点としては、これで例えば取り消しの対象となるような契約を行っていたり、行為の規制が掛かるような事業者側にも周知徹底を行うことが翻っては消費者のためにもなるし、また、産業振興の視点にもつながるということ。3人目は、そうした事業者と消費者の方々をつなぐフェーズといえますが、実際にこうしたものを最前線に立って活用していただくのは地方、国政も含めてですけども、消費者相談をやっていらっしゃる消費者相談員の方々だと認識しております。この三者の登場人物がいるということを知った上で、周知・広報活動を徹底していきたいと思っております。具体的な周知活動としては事業者向け、窓口担当者向けの説明会を開催すること、それから、地方自治体には多くの役割を担っていただくことが望ましい姿ですので、そういった窓口を通じた周知・広報。それと、事業者側にも訪問販売協会のような業界団体がございます。こういう業界団体を通じた周知・広報の徹底。それから、消費者向けにはパンフレット、啓発ビデオ、広報サイト、特に今はインターネットのホームページで周知徹底を行わないと、勿論ブログを使ってもいいかもしれないんですけども、そういうもので情報公開、それから、情報の簡単なアクセスというものを図らなければいけないと思っております。

勿論、執行職員同士の間での連絡というものも重要でございます。自治体を含めた形で特定商取引法執行ネットを3月に立ち上げておまして、そういったものの中でも扱う情報量に限りがあることのないような情報交換。それから、担当者の研修というものも経済産業省は行っておまして、そういうものを活用していきたいと思っております。

いずれにせよ、先ほどの通信販売の話とも若干お答えがかぶるところがあるんですが、特定商取引法につきましても、割賦販売法につきましても、法律は法律で改正をやりました、また、もしくはその後の政令・省令の整備というものを行いました、というところにとどまらず、必要があるものは事例集の整備を行うであるとか、ガイドラインでより一層の明確化を図るということをやまず法改正をきっかけとして行いますし、その後、1年、2年、3年というスパンの中においても、悪質商法というのは形を変えてどんどん出てくるものですので、その時々に応じた解釈の明確化を図っていくというのが基本姿勢でございます。

いずれにせよ今回、指定制の廃止と割賦定義の見直し、指定制の廃止は割賦販売法においてもですけども、これは大改正だと思っておりますので、全国津々浦々と言うとちょっと古い言い方になるかもしれませんが、しっかりと説明、周知活動を徹底しよう

というのが、我々の基本姿勢でございます。

佐野委員 続いて、同じように特商法の執行のことをお聞きしたいんですけども、執行するときに産業育成担当部署というところと連絡をとっているのか、執行しないと決定したときなどは、例えば担当部署から指導して改善するというようなことがあるのか教えてください。

経済産業省 お答えいたします。1点目の産業振興、役所的な言い方をすれば業務所管部局ということなのかもしれないですけども、勿論必要な情報であったりとか、日常の業務の中で情報交換のやりとりをする部分というのは当然行われるべきものと考えております。しかしながら、執行自体の情報自体は公務員としての守秘の範疇であるとか、そういったものを重視しながら行っていくことになると思いますし、いずれにせよ産業振興部局の意向で、この企業の特殊な事情が云々ということで行政処分なり、立入検査なりを手控えるということは経済産業省は行っておりませんので、そういう御趣旨であれば御安心いただいて結構かと思えます。

それから、行政指導的なお尋ねを今いただきました。例えば特定商取引法であれば、まず指示という条文が入っております。指示において改善をしないとか、そもそも消費者被害を惹起するような行為に対して悪性が高い場合は業務停止命令というものが掛かる、そういう2つの行政処分を持っているスキームになっているわけですけども、例えば、行政処分を打った後でも行政処分を重く受け止めていないかのようなことがあれば、当然にそれについて指導というものを担当部局からしっかり行わせていただきますし、勿論、一遍処分を行った後については、それこそ先ほどの話ではないですけども、行所管担当部局と連携をとりながら、その企業がどうなっていたのか、その企業には企業の顧客が消費者としていらっしゃるわけで、そういったものを総合的に勘案しながら、必要な行政指導なりを必要な範囲で行っていくということが基本姿勢でございます。

松本部長 ほかに、もし御質問ございませんようでしたら、次の施策に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の 消費者団体訴訟制度の導入の施策に関してです。小林委員から御関心があると伺っておりますので、御発言をお願いいたします。

小林委員 3月4日の国会に提出されたということですけども、その後の状況はどうなっているのかというのが1点。

それから、適格消費者団体の認定の要件ということについては、どういうことが議論されているのか、この2点でお願いします。

松本部長 では、内閣府からお願いいたします。

内閣府 景品表示法と特定商取引法に消費者団体制度を導入するということを内容とする改正法としまして、消費者契約法等の一部を改正する法律を先般、国会で可決・成立していただいたところでございます。この法律は、基本的に景表法、特商法の実効性確保ということで、今まで適格消費者団体というのは、消費者契約法上の不当な行為についてだ

け差止請求できるとなっていたところを、景品表示法と特定商取引法上の不当な行為についても差止請求ができるとするという枠組みとなっております。

認定要件等につきましては、基本的には現在の消費者契約法上の手続を踏襲するというところでございまして、内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との連携に関する規定というのが消費者契約法上入っているという改正がございますけれども、基本的には現在の枠組みを利用して、現在の適格消費者団体がそのまま特定商取引法及び景品表示法上の差止請求権を行使できるという枠組みになっております。

松本部長 よろしいでしょうか。ほかに御質問ございませんか。

御質問がございませんようでしたら、一旦、前半部分の質疑を終了させていただきたいと思っております。それでは、15時30分から後半部分を再開したいと思いますので、それまで休憩いたします。

(休憩)

松本部長 それでは、後半を再開したいと思います。

後半の1つ目でございますが、学校や社会教育施設における消費者教育の推進につきまして、小林委員、齋藤委員、西村委員、藏本委員から御関心があると伺っております。それぞれ御発言をお願いいたします。まず、小林委員からどうぞ。

小林委員 学校や社会教育施設における消費者教育の推進というところは余りにも細分化されておりますので、個別の質問というよりは私自身の関心は全体感としての問題で、特に28番、29番ということではないんですけれども、現状を見ていますと、個別のトラブルに対しての各省庁の対応というのが中心になされているんですが、総合的な消費者教育、消費者のリスクの判断力を向上させるような取り組みとして31番にはありますけれども、具体的にどのようなことが今計画されているのかというのが1点目。

もう一つは、今の個別の取り組みを見ていますと、どちらかというパンフレットを作成する、あるいはインターネットでの啓蒙活動ということになっているんですけれども、どちらかという一方的にやっているというだけであって、本当にそれを消費者がどこまで活用できているのかという点について、あるいは学校教育の場でも実際にプログラム等、教育カリキュラム等をつくっていても、それがどこまで活用されているのかという点については、いただいた資料を見ていても余りはっきりわからないということで、もう少し消費者を能動的に引っ張り出して教育をしていくようなプログラムということが、今現在どのように考えられて進行しているのかという点について伺いたいのので、特に全体感としての質問ということですよ。

齋藤(憲)委員 今のと内容的には一緒かもしれませんが、項目をたくさん手掛けておられるのはよくわかりますが、一つは、このような教育は割と地味なので、地道にずっと期間続けて初めて成果が出てくるという一面があると思います。したがって、いろいろ

教材を作成するのはそれはそれで必要でしょうけれども、中・長期的にどのように教育が効果を上げたかということが極めて大事だと思います。その点をどのようにチェックするようにされているのかお伺いしたい。

もう一つは、これだけのページと項目が多いくらいたくさんの中身があるわけですが、これは総合の事務局への質問とお願いになるのかもかもしれません。対象者、例えば小学校、中学校、高校から高齢者までであると思いますが、どの層に対してどの担当官庁がどのような素材を提供するのか、また、レベルアップのためにどのように工夫して、成果がどれだけ上がっていったのかということを見ることのできるようになっていくかということをお伺いしたいと思います。というのは、特定の層にあちこちからいろいろなテーマを与えても、対象が集中してしまうと、特に高齢者などには結構集中するのではないかと思うのですが、むしろ受け取る方が量が多過ぎてギブアップしてしまいかねません。そうすると、その状況の中で、どの分野に焦点を当てて教育・啓発していくのか。ということが大事になってきます。こういう観点から、どのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

西村委員 今、最初に御質問があったものとも関連するんですが、一つは、文科省が消費者教育というものをどれほど重視して、現在の教育課程の中に位置付ける努力をされているのか。先ほどの多重債務の問題もありますけれども、基本的には消費者としての自立、生活力、従来は生きる力と言ってきたわけですが、それがどのくらい学校教育の中に反映してきたのか、それが検証されているのかどうか。私は一つは、主権者教育であって、一つはリスク教育というようなところにも今後大きく力を入れていく必要があるだろうと思っているんですが、責任ある消費者としての行動力ということを学校の中で位置付けていく必要がある。そういう文科省が取り組んでいこうとしている、あるいは現状みたいなことをお伺いできればと。

もう一点重ねて文科省で恐縮ですが、個票を見ますと、各省庁がいろいろなところから学校をターゲットに教材などをたくさんつくっているわけですね。それが内閣府の方でポータルサイトにまとめたり施行されていると。しかし、我々から見ると、金融庁なり農水なりいろいろなところが、ある日あるとき必要に応じてつくって出していると。学校教育の教育課程なり進度などをある意味では考えずにつくっていると。そういったものが実際に活用されるのか。それぞれがつくりっ放しで終わっているような気がしてならないわけですし、そういうものに対して文科省が学校教育でこういうものが使われやすいとか、何か協力しながらつくれるような手だてとか、かわりがないものかということも、いつも思っているわけです。

もう一つ、内閣府の方にお伺いしたいのは、こういった随所から出されているもの、それがあつたということを紹介するだけで果たしていいのか。これから先の新たな消費者教育の重要性というものを考えると、消費者被害の防止という側面だけではなくて、やはり主体的な消費者として、消費者市民という言葉も書かれていますけれども、そういったも

のを形成していくことのできる消費者づくり、教材に対する評価も必要でしょうし、学校にうまく入っていく、あるいは高齢者、地域にうまく入っていくような評価システムなりを今後どういうふうに整理されていくおつもりなのか、その辺りを併せてお伺いできればと思っております。

松本部長 蔵本委員の質問についてどうぞ。

川辺消費者企画課長 蔵本委員から御質問をいただいております。消費者教育の内容の充実についてということで、特に、教材の充実や指導教員の養成についてということでございます。消費者教育推進について各省庁の連携はできているのでしょうか。また、財団法人消費者教育支援センターを有効に利用し、消費者団体、事業者団体、教育学会などとの連携が必要と考えますが、そのような方向についてはいかがでしょうかという御質問でございます。

松本部長 割と全般的な質問が多いと思いますので、まず内閣府からお答えいただいて、それから、文科省からお答えをいただいて、その後で特に各省庁からお答えいただくべきことがございましたら、お答えいただくことにしたいと思います。

内閣府 消費者教育に関連して、今、委員の方々からいろいろな御質問をいただいたところなんですけれども、一つは、消費者教育全般に向けての主体的な消費者づくり、総合的なリスクの判断力を向上するような、生活力を上げるような教育といったものに向けて、どういう検討をしていくかというお話があったかと思えます。今、消費者教育あるいはアクションプラン等の中でも、「消費者市民教育」というような言葉が出てきているわけなんですけれども、市民という言葉が入ることで、従来の消費者という一面からの教育だけではなくて、働くというような生活者としての能力を高めるような教育というのが必要ではないかということがいろいろ言われてきていると理解しております。

海外におきましても、ノルウェー等で生活力を向上させるということについて、学校教育やそういった場で行われておりますので、今後そのような海外の事例等も踏まえながら、そういった従来の消費者教育あるいは消費者市民教育といったようなものをどのように考えていけばいいのかということについても、検討をして取り組みを考えていきたいと思っております。

それから、教材につきましては、どういう方々を対象にして、項目を各省庁と決めながら焦点を当てているのかというような御質問があったかと思えますけれども、各省庁の連携につきましては、関係省庁消費者教育会議あるいは内閣府と文部科学省の消費者教育連絡会議といった会議を持ちまして、関係省庁間の情報共有を行うという形で適宜連携を図っているところでございます。

関係省庁消費者教育会議では、各省庁が作成した教材あるいは作成予定の教材といったものについての情報共有、それから、内閣府・文部科学省消費者教育連絡会議では、消費者教育の体系的な推進ということで検討を行っているところでございます。

また、例えば、金融広報中央委員会では、金融に関する消費者教育フォーラムを開催し

て情報共有を図っていますし、関係省庁等においてもいろいろな場を通じて情報共有を図っているようなところです。

内閣府でも、ポータルサイトの話が出たところでございますけれども、内閣府のポータルサイトにつきましても、4月から新たに試行版ということではありますが、各省庁等で作られました教材につきまして集めて、内閣府のホームページの「消費者の窓」に一つのサイトから検索できるような仕組みを試行的に実施しているところでございます。

切り口としましては、領域別とライフステージ別という形で、領域別であれば安全あるいは契約取引、情報、環境といったような大きく4つぐらいの分野から教材を検索することができるような形で進めております。また、ライフステージ別につきましては、幼児期、児童期、少年期、青年期、高齢期といった5つのステージに分けた形で各省庁等が作成された教材をリンクさせるような形で提供するというところで、こういうポータルサイトを試行版ではありますが始めることによって、どういう分野の教材が足りないのかといったことも明らかになってくるということがございまして、先ほど申し上げたような会議の中で、そういった分野の充実といったものを更に検討していくということを考えたいと思っております。

それから、どこまで教材が利用されているのか、それから、効果がどのようなものかというところなんですけれども、私の理解では、これまでの体系化の中で評価について数値的に何か表すというような考え方を研究されているということはないかと思われまして、定性的にこれだけのアクセスがあるから利用されているであろうとか、そういうようなことは言われているんじゃないかと思っておりますので、今後そういう評価のシステムについても検討していくことが必要になるのかなと考えているところです。

文部科学省 文科省の方で消費者教育について、どういうふうに考えていて、現在生きる力をキーワードにして小学校、中学校、高等学校等で教育を行っているわけですが、そこをどう考えてやっているのかというお尋ねですが、先ほど高等学校の学習指導要領については今現在検討中であるというようなことを申し上げましたが、小学校、中学校につきましては、今年の春、3月でございますが学習指導要領の改訂がなされました。そのときには、基本的な学習指導要領をつくるに当たっての前提として中教審の答申があったわけですが、その中では観点として社会において主体的に生きる消費者を育む視点から、消費の在り方等の指導を充実するといった観点が示されまして、そういった観点を踏まえて、例えば、中学校の技術家庭の指導要領の中では、自分や家族の消費生活に関心を持ちながら、消費者の基本的な権利と責任について理解するというような項目が規定されまして、それに基づきまして今後、民間の教科書会社がつくるわけですが、この指導要領に倣った教科書がつくられて、今後教育が実施されていくというようになっていくものと思っております。

高等学校については先ほど申し上げたとおり、今まさに検討中でございますので、その中でも例えば、多重債務問題についても答申の中では、多重債務等の深刻な消費者問題に

ついて理解をさせるというような観点も示されたところでございますので、こういったものを踏まえながら、現在検討しておるところでございます。

実際に教材をつくるに当たって、どう使われるのかということで各省間で協力がなされているのかということでございましたけれども、すべてではございませんが、各省でつくっている教材の中には、文科省の教科の専門家が協力してつくっている教材もございますので、できるだけ使われやすい教材といった観点から、私どもも各省と協力をさせていただきたいと思っております。

松本部長 ありがとうございます。

各省庁の皆様で、先ほどの一連の質問について、特に御回答されたいというのがございましたら、どうぞ。

金融庁 3点ほど補足ということでお話しさせていただければと思います。

まず、教材や情報が学生、高齢者、若者など必要なところに届いているのかということでございます。教材の作成・配布の話につきましては、文科省に御指導をいただきながらやっております。学校教育関係について具体的にどんなことをやっているかと申しますと、2つございます。1つは、学習指導要領を改定してもらおうと。次に、教科書は実際にどういうふうになるのか。それから、御案内のとおり家庭科でも社会科でも、教科書と一緒に使われる副教材がございます。我々の方では、教科書と副教材をつくっている会社まで出向いてまいりましたり、そういう会社の方に対して説明会を開催したりして、金融庁や金広委さんの方でどんな教材を準備しているのかを紹介しております。勿論、教科書会社のイニシアチブがございますので、彼らのイニシアチブを大事にしながら彼らが使いたい、私たちもお伝えしたいというところを、教科書会社とも対話をしながら次のステップに進んでいきたいなということをやっております。

それから、代表例だけですが、社会人、被害者の多い高齢者、若者への広報・啓発、今度は学校以外の場でございます。これは本当に難しい課題でございますけれども、最近ちょっと変わったことをやっておりますのが、例えば、大学に一番最初に入学されたときに、皆さん生協に登録されるんですね。生協に一番最初に学生さんが登録されたときに、大学生活を始めるに当たっては、こういう問題がありますよということを伝えていただく。我々としては大学や大学生協サイドとも連絡を取りながら、実は生協サイドもそういうことをやっていきたいというニーズがあるものですから、これから社会人になれる方、もしくは学生になれる方に対してアプローチしております。

これは実はうちの副大臣のアイデアなんですけど、本当に多重債務問題に苦しんでおられる方に啓発するには、例えば夕刊フジとか夕刊紙にきちんと宣伝を出す必要があるんじゃないかというアプローチ、先生方から見ると苦しみながらという感じかもしれませんが、そんなことをさせていただいております。

金融庁ではございませんが、金広委さんも本当にその点は考えておられまして、東京では銭湯を回りにまして、銭湯に多重債務問題についてのポスターを張っていただくと。これ

はまさに実際の現場で動いておられる方のアイデアなんですが、そういう一つ一つのアイデアを積み上げるということをやりたいと思っています。もし、先生方からこんなことはどうだというアイデアをいただければ、それも一緒にやらせていただければと思っています。

2点目でございますけれども、連携の話がございました。役所間の連携の話は内閣府さん、文科省さんからまさに御紹介いただいたとおりでと思うんですけれども、金融経済教育の特色と申しますか、本件に関して言いますと、圧倒的に伝統も、それから、質も量も金融広報中央委員会に非常にお世話になっております。金広委さんは勿論自分だけでやっているわけではなくて、フォーラムという形で関係者を広く集めて、役所だけではなく、例えば有識者や弁護士も入りますし、今年からですが、NHKのようなメディアの方も入っていただいております。このフォーラムでは、先ほどの教材のようなものも出し合って、お互いにどんなものがあるか情報共有しています。また、齋藤先生から評価の問題もあつたかと思えますけれども、評価というのは本当に難しい問題だと思いますが、金広委さんの方で5年に一度ということで、どのくらい効果が上がったかという評価をアンケート形式で行うと聞いております。

我々も積極的にそういう場に参加させていただきながら、我々の思うことも申し上げ、連携を図っていきたいと思います。

それから、連携について細かい2点目でございますが、この霞が関の場で連携しても、なかなか現場に伝わらないということがございます。去年4月から金融広報中央委員会と一緒に全都道府県を回りまして、金広委さんは御担当者2人、我々ですと3人ですが、全部回りまして、各県の教育委員会、財務局、財務事務所、各県の金広委、県庁との間で、現場でどういうふうに金融経済教育を進めていただくかという各県ごとの取り組みを考えてございます。

県によりましては学校レベルのものを中心にするところもございますし、県によっては生涯学習という形で、高齢者に対する働き掛けを中心に、いろいろ県の特色なりがございりますが、そういう単に霞が関でやるだけではなくて、地域レベルの取り組みをやっていくのが大事ではないかというのが連携の2点目でございます。

3点目でございますが、情報の発信が一方的になっているんじゃないか、こちらが出しているだけじゃないかとの指摘がございました。金融庁作成の教材のうち今最も使われているものが『初めての金融ガイド』というものでございますが、これにつきましては去年改訂して以来、当方から相手の申し込みなく送るということをやめてございます。大学さんや各県さんですとか、生涯学習の方などに一番最初にこういうものをつくりましたけれども、皆さんどうですかという話をさせていただいて申し込みをいただくという形でやっております。

やや手前みそでございますけれども、『初めての金融ガイド』は74万部ほど出てございまして、それも申し込みいただいたものでそれだけ出てございます。こんな取り組みを地

道にやりながら広げていきたいと思えます。

松本部長 ありがとうございます。

ほかに各省庁から何か特に御発言はございませんか。

水巻委員 厚生労働省にちょっと聞きたいんですが、例えば医療とか福祉、介護などはいわゆる社会的公共財と言われるわけですね。そういうものを消費する人に対する教育というのが今必要なのではないかと私は個人的に思っています。なぜ私がそういうことを言うかといいますと、具体例を挙げますと、救急車をタクシー代わりに使ってみるとか、それから、医療を受けても治療費を払わないという事象が出てきているわけですね。そうすると、そういう社会的な公共財に対して消費する人に厚生労働省はもっと新しい消費者教育というものをやる必要があるのではないかと。そのためには、当然のことながら権利だけを言うのではなくて、責任とか義務をある程度教育しなければいけないし、社会的連帯意識、共助とか共生という広い意味での消費者教育を是非とも私は厚生労働省にやってほしいんです。それがないと、年金の保険料を払わない若者がどんどん出てくるわけですよ。そういうことも含めて、やはり消費者教育の定義そのものをガラッと変えてみるとか、もう少し広く視野を持つとか、そういうふうに私は思っているんですが、厚生労働省はいかがでしょう。

松本部長 厚労省は個票ですと食品の関係だけですけれども、今のようないくつか厚労省として広い担当分野についての消費者教育についてどうかと。もし、お答えが可能であればお願いいたします。

厚生労働省 今おっしゃられたとおり、今日も食品分野ということで来ているんですけれども、今まで消費者行政というと食品や薬品を中心に考えているというのがどうしてもスタンスでありまして、今回の消費者行政を考えるに当たって、例えば医療ですとか介護、年金も含めてそういったものの利用者といいますか、介護サービスを受ける人たちも消費者の一部なのであるということ、意識を改めて頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

松本部長 今後、消費者教育のスパンを広げるということで各省とも取り組んでいきたいと思えます。

それでは、消費者教育についてはこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次の 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進につきまして、小林委員、佐野委員から御関心があると伺っておりますので、それぞれ御発言をお願いいたします。まず、小林委員からどうぞ。

小林委員 環境に配慮したということにつきましては皆さん御承知のことと思えますけれども、むしろ産業界においての成果というのがある程度出てきている中で、やはり国民一人一人の消費者の環境問題に対する意識と、その結果というのが非常に遅れているというのが実態だと思うんですが、これは国民運動に持っていかなければいけない中で、社

会全体の取り組みとして「今後の取り組み」と書いてあるんですけども、極めて漠然とした書き方をしているので、具体的なアクションプランとして一人一人の消費者の意識を高めるに当たって、どのような施策を考えていらっしゃるのかという質問が一つ。

それから、それを進めていく中で、やはり大きな矛盾を今抱えていると思うんですね。例えば、賞味期限があって、食べられるものを捨ててしまう。一方で、穀物諸々の価格の高騰、浪費の問題等が起きているんですけども、この辺りを今後どう解決していこうとお考えなのか。

3点目は、この問題について、今の取り組みのところは経済産業省と環境省で書かれているんですが、実際には各省庁で全体的に対応していかなければいけない中で、他の省庁との連携を今後どのように考えていらっしゃるのか、この3点をお願いいたします。

佐野委員 消費者が商品を選択するときにはすごく重要なのは、ラベルとかマークです。最近起こった古紙配合率の偽装以来、消費者にとってはマークやラベルは正しいのかというのが非常に疑問になってきているわけです。このような違反表示の排除などの監視活動はどうやっておられるのか、また、検証をいらっしゃるのか、その結果は消費者に伝えているのかというのが、私たちにはよくわからない。検証結果を知るにはどうしたらいいのかということをお願いしたい。

もう一つは、化学物質アドバイザーということが書かれているのですが、人数はどのくらいで、どのような形で、どのような分野に派遣されているのか教えていただきたいと思えます。

以上です。

松本部会長 では、まず、環境省からお願いいたします。

環境省 本日はいただきました小林先生、佐野先生からの御質問のうち、まず、私の方から小林先生の御質問について御説明させていただいた後、環境ラベル関係と化学物質アドバイザー関係については、それぞれ担当が来ておりますので、私からの御説明の後に続けてお答えをさせていただきたいと存じます。

小林先生からの御質問は大きく3点あったかと思えます。1つが、国民一人ひとりの取り組みが大事なのではないかと。産業界の取り組みは進んでいるようだけれども、国民一人ひとりの取り組みという観点では、遅れているのではないかと御指摘でございました。まず、この点に関しましては、特に地球温暖化問題等で象徴的なのでございますけれども、よく言われますのが産業界の部門における二酸化炭素の排出量は着実に1990年レベルから比べると横ばいないしは減っているのではないかと。その一方で、いわゆる民生・運輸部門、特に家庭部門におきまして、各家庭からの家電製品の使用、ガスの使用、自動車の使用といったものに伴うCO₂排出量が増えているのではないかと御指摘は確かにいただいております。私どもは特に地球温暖化対策という観点から、国民一人ひとりの対策というのは非常に重要であると。そのために、国民一人ひとりにいかに具体的に手が届くような取り組みをしていくか、これが一番力を入れていかなければいけないことだと

思っています。

では、御質問としては、具体的に何をやっているのか、それがなかなか見えにくいのではないかという御指摘でございます。まず、温暖化に関しましては、私どもチーム・マイナス6%ということで、国民運動として国民一人ひとりに取り組みを進めていただきたいということで、各地域でイベントなりキャンペーンなり、直接国民の皆様方に働き掛ける。こういう機会はできるだけ多く持とうということで取り組んでいるところでございます。

更に、昨年の安倍前総理の時代でございますけれども、1人1日1kgということで、大体国民一人ひとりで一日4～5kgぐらいのCO₂を排出削減をしているわけですが、例えばシャワーを使う時間を少し短くしていただくとか、それから、電気をできるだけこまめに消していただくとか、車の使用をできるだけ避けていただくとか、そういうことで皆さん国民一人ひとりができる範囲内で1人1日1kgのCO₂の排出削減を目指してくださいということでホームページ上では広報を行い、チーム・マイナス6%への参加をお願いするという形で、先ほど申し上げましたイベント等の機会におきましても、直接お願いしているところでございます。

更に、こうしたイベントとかそういったものを通じてだけだと、やはりそうした問題に興味・関心をお持ちの方にしか直接働き掛けとしてはきかない部分がございます。私どもが更に重要だと考えておりますのが、特に学校教育の問題、更に子どもに働き掛けをすれば、子どもを通じて親御さんたちも環境問題に意識を持っていただけたらと思っております。

まず、学校教育につきましては、文部科学省との連携が大事であろうということでございまして、私ども昨年21世紀環境立国戦略ということで、政府全体としての環境政策の方向性を取りまとめたところでございます。これは閣議決定でございます。環境省だけではなくて文部科学省も含めた全省庁の取り組みの柱として、環境を感じ、考え、行動する人づくりを、8つの戦略の中の一つとして考えてございます。その中で、特に文部科学省と連携して、いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプランというものを文部科学省と一緒に推進していこうと考えてございます。

そうした中で、文部科学省と協力して学校教育の現場でもいろいろな環境教育を、例えば、総合学習の時間ですとか、小学校の理科の時間、社会の時間の中で環境教育、環境問題を取り上げていただけるようにということでお願いし、現に取り組みを進めていただいているところでございます。

更に、学校という場を離れまして、子どもたちを対象に、こどもエコクラブというものをやっております。こどもエコクラブは全国で多数のお子さん方に参加いただいているところでございますけれども、各地域の子ども会や自治体のレベルのいろいろな取り組みについて応援をしているところでございます。

そのような形を通じて、国と直接一人ひとりの国民との距離は遠いわけですが、私どもは国だけではなくて地方自治体、産業界の方々とも協力をして、いろいろなイベン

トの機会や社員教育、さまざまな場面を通じて、できるだけ具体的に取り組みを進めているところでございます。

もう一つの話として、他の省庁との連携をどのように考えているのかということにつきましては、先ほど申し上げましたが、例えば文部科学省との連携、あとは、経済産業省や国土交通省、いろいろな省庁、特に温暖化や廃棄物の問題もでございます。そうしたところで、その方々といかに連携するかということを考えているところでございます。

例えば、他の省庁との連携ということで行きますと、エネルギー教育と温暖化対策というのは非常に密接不可分の関係がでございます。経済産業省におかれましては、省エネルギー教育ということでいろいろな形で進めていらっしゃいます。

例えば、その中で地球温暖化対策を例にとりますと、省エネ家電への買い換えというのが温暖化対策として非常に有効なものでございます。これは消費者教育そのものとかかわりがある部分なんです、経済産業省と私ども環境省、あとは省エネ関係のいろいろな家電メーカーの方々と協力して、省エネ家電フォーラムというものも昨年立ち上げさせていただいております。そうした産業界の方々と協力をして、更に経済産業省とも協力をして、例えば固有名詞を出してはどうかと思いますが、ビックカメラとかいろいろな家電量販店がございませけれども、そうしたところで省エネ家電への買い換えキャンペーンに協力していただいて、直接店頭でいろいろな消費者の方々に家電製品をこういうふう買い換えると、こんなにCO₂削減効果があるんだよと。こういうことで窓口等の段階で顧客の方々、消費者の方々に直接働き掛けをしていただくということをお願いをしているところでございます。

あと、小林委員からのもう一点で、賞味期限の問題といったもので、例えば賞味期限切れのもの、または、賞味期限がまだ来ていないにもかかわらず、お客様が実際に買わずにそのまま廃棄されてゴミになってしまっている例があるんじゃないかと。そうしたものは、やはり環境問題からしておかしいんじゃないかという御指摘がございました。それは私どもとしても、まさしくそのとおりだと頭を悩ませているところでございまして、特に環境問題で大事な考え方の一つとして「もったいない」という言葉がでございます。したがって、私どもが消費者の皆さんに、賞味期限間近なものでも買ってくださいと直接お願いしても、効く部分がどうしてもないというのが私どもの悩みでございますけれども、最初に申し上げました文部科学省と連携をした環境教育の場にありますとか、あとは各企業さんでやられております社員教育等の場において、そういう問題も含めて取り上げていただけるように、こういうことで働き掛けをさせていただいているところでございます。

そのほかにも例えば、特に廃棄物リサイクル対策部という部がごみ問題であるわけでございますけれども、例えば、コンビニ業界さん等と協定のような形で環境問題の取り組みを進めてくださいということをお願いしておりまして、例えば、あるコンビニなどではレジ袋をできるだけ使わないようにしてくださいとか、そういうことをお願いをしているところでございます。

そうした私どもが持っているチャンネルを通じて、今日いただいた御指摘についてもっと頑張らなければいけないという思いで取り組みを進めているところでございます。

小林委員から御指摘いただいた3点以外の次の佐野先生からいただきました環境ラベル、環境マーク関係、それから、化学物質アドバイザー関係につきましては、それぞれ担当の方から御説明させていただきたいと存じます。

環境省 それでは、環境ラベル関係について簡潔に御説明申し上げたいと思います。

まず、環境表示だけではなくて、表示全般に関する規制なりルールというのは既に多く整備されておりまして、環境表示についてもこれらの制度に適切に乗った上できちんとして実施していくことが大事だと考えております。このような考え方につきましては、53ページの36にも書かせていただきましたが、既に環境表示ガイドラインというものを作成し環境表示を行っている方々に周知徹底をするようにしております。

今回、古紙偽装などの一連の偽装によって、環境ラベルの信頼性であるとか、環境表示自体の信頼性が著しく傷ついたわけですが、これに対して環境省では学識経験者から成る検討会を設置しまして、偽装の実態の解明、それから、再発防止策、表示の在り方、それから、消費者は一定の環境価値を期待して今まで購入していただいていますから、どうやって偽装を行った製紙各社に、購入時に期待をして買った分きちんと責務を果たしていただくかということも含めて議論を続け、製紙各社にも経済産業省とともに適切な期待をしていただいた分に添う環境貢献などをさせていただくように指導している最中でございます。

これらの情報につきましては、環境省のホームページ上で既に公開しており、現在、取りまとめたものについて広く国民の皆様方から意見を問うためにパブリックコメントを実施している最中でございます。

説明は以上でございます。

環境省 それでは、化学物質アドバイザーの件につきまして御説明させていただきます。

まず、環境省では市民、産業、行政、いわゆる社会全体による化学物質の環境リスク削減の取組を推進していくために、情報の整備とか対話の推進、場の提供ということで、リスクコミュニケーションを推進しているところでございます。化学物質アドバイザーはその一つとして、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材を派遣するという事業でございまして、例えば、事業者と工場周辺の住民の方々の意見交換の場に入らせていただいたりとか、市民の勉強会に入らせていただいて、いわゆるリスクコミュニケーションにおけるインタープリターとしての役割をさせていただいているところでございます。現在までに24名の御登録をいただいて、年間おおむね50回程度の派遣実績を有しているところでございます。

あと、一部そういったリスクコミュニケーションの取り組み全体を試行的に支援するパイロット事業として、地方自治体を中心に幾つか活用していただいている例もございます。

以上でございます。

松本部長 経済産業省からも何かございますか。特になければ結構ですが。

それでは、環境関係はこれで終わらせていただきまして、次の施策に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、施策群 消費者からの苦情相談の活用に関しまして、佐野委員から御発言をお願いいたします。

佐野委員 それでは、パイオネットの端末が各省庁 11 機関に設置されているということなのですが、57 ページの「評価」で「消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる」というのが2つ目の「・」に書かれています。この「見込まれる」というのは、どういう有効性があると判断できるのか教えていただきたいのと、それから、迅速性についてなんですけれども、「悪質商法等に関する事業を早期に発信することが見込まれる」と書いてありますが、早期に発信と言った場合には、一体どのくらいの期間をおっしゃっているのか、例えば、経産省などの事故報告というのは受けてから1週間とか10日とかちゃんと決まっているのですが、そういう規定はあるのか、また検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、たしかパイオネットは各省庁が見ることができるようになったら、各省庁も情報提供するということになっていると思うのですが、それは一体どうなっているのか教えていただきたいと。

以上です。

松本部長 内閣府から御回答をお願いいたします。

内閣府 御説明いたします。

各省庁に対してのパイオネットの設置につきましては、昨年12月から順次進めておりまして、御承知のとおりただ今20台までいっているところでございまして、これまでパイオネットの情報提供につきましては、各省庁から内閣府経由で国民生活センターに依頼し、それから提供ということになっておりましたところ、こういうふうに各省庁に置くことによって、それぞれの省庁が適切に情報を収集できるようになり、例えば、悪質事業者の取り締まりのために情報収集し所管法律に基づく法の執行が可能となります。あるいは製品事故情報の共有化が図られ、各省庁の協力により消費者被害の未然防止と拡大防止に資すると我々は期待しているところです。

2点目ですけれども、警戒情報等を早期に発信することというのは特に我々も考えているところでございますが、何分設置を始めたところでございますので、これについては検討していきたいと思っております。

3点目、各省庁からの情報提供につきましては、我々も本当に必要だと思っておりますけれども、ただ今検討中ということで御了承いただきたいと思っております。

松本部長 ほかに今のテーマについてございませんか。

ございませんようでしたら、最後の施策群 に移りたいと思います。緊要な消費者トラブルへの対応、それから、その他の施策であります。これに関しまして、岡田委員、

齋藤委員、佐野委員、水巻委員からそれぞれ御関心があると伺っておりますので、順次御発言をお願いいたします。まず、岡田委員からどうぞ。

岡田委員 64 ページのガス関係機器の安全性の確保のところから始めたいと思います。

相変わらずガス機器に関しては事故が起きているように感じておりますが、とても気になることはLPガスの部分です。都市部においては大体都市ガスになっていますが、都内においてもまだまだLPガス、プロパンガスが使われているところもあります。もともとは地域の小売店が供給する契約関係でしたが、どうも最近、訪問販売みたいな形でボンベを持ってきて単発で売るとというのが少なくないようです。そうすると器具の安全も含めてチェックができないのではないかと不安です。64 ページにも事業者への啓発活動とか、65 ページも「監視」のところに「消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく」と書かれています。器具の面だけでなくガスの供給についても進めていくべきだと思います。その辺をお伺いできればと思います。

次に67 ページですが、違法な経済取引の被害者救済のところ、最近銀行等で、これは口座を凍結してということですが、以前ですと消費者センターにすぐ相談が入って、警察へ誘導して警察が動いて、口座が凍結されるということでしたが、凍結はしたものの、いつまで経ってもお金が戻ってくる可能性がないというような状況でした。法律ができてこれはスムーズにいくのだろうと期待していますが、私が問題にたいのは、むしろ窓口での対応です。今は振込も10万円を超えるとATMではできませんが、そこで窓口で振り込むことになります。お年寄りなどが訪問販売業者に付き添われて窓口で預金を下ろしに行くというのも珍しくありません。ところが銀行によって未然に防止するような対応をする銀行と、全くその辺が無関心な銀行とあります。それも大手の銀行でそういうところもあるものですから、窓口のちょっとした注意がかなりの部分、特にお年寄りなどは防止できると思いますので、これについて金融庁はどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、68 ページですが、前々からインターネットのことが出ていますが、法整備もだんだん進んでいますが、インターネットの世界というのは本当に日々新しいことが起きてきます。トラブルに対して、消費者センターも全然追いついていけません。消費者はなおさらです。そうしたときに問い合わせができるところがほとんどありません。唯一の行政窓口である総務省の消費者相談室が以前は積極的に対応してくれましたが、最近は企業のコールセンターみたいな対応になってきているようです。誘導した消費者が腹を立てて戻ってくることも少なくありません。本当によりどころともいえる窓口ですから、初心に戻っていただきたいなと思います。

以上です。

齋藤(憲)委員 65 ページに関してお伺いします。消費生活用製品安全法が整備されてルールが整ったと思っています。有効性の評価のところですが、消費者への周知・啓発活動、それから、事業者への周知・啓発活動は、関係者の両面からなされているのだ

と思います。それが現在、どういう状況にあるのか。まだまだ不十分なのか、どこに問題があると感じているのかということ、消費者、事業者についてそれぞれ教えていただきたいと思います。

佐野委員 43のエレベーターで説明していただきたいんですが、「有効性」に運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化ということが書かれています。エレベーターの扉が開いたまま動いてはいけないとは思っていたのですが、義務化されたのが今なのか、どういうことなのかお聞きしたいということ。

それから、次の44のジェットコースターなどもそうなんですが、事故が発生したとき事業者からの報告義務をなぜ導入しないのかというのが不思議なので、その辺がどういうふうに検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、44の左の下から2つ目の「 」の(3)で「事故情報の共有化のための体制整備の徹底を盛り込んだ報告書が取りまとめられた」と書かれているんですが、それは「今後の取組み」には書かれていないのですが、今後の取組みの中に入らないのでしょうかということ。

それから、シンドラ社製エレベーター事故の御遺族の方が原因究明を国土交通省に求めていらっしゃるということをお聞きしておりますけれども、その辺はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

水巻委員 49番の食品表示の偽装問題ですが、これを見ますと、もう大阪と福岡と東京でGメンが配置されたということだと思っておりますけれども、具体的に言えない部分もあると思っておりますが、どういう形でGメン活動が行われて、将来的にどういう展望を持っているのか、簡単に教えていただきたいと思います。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、個票の番号順にお答えいただくのがわかりやすいかと思っておりますので、若い方から43、44関係で国土交通省からお願いいたします。

国土交通省 それでは、まず1点目の戸開走行防止装置の義務化でございますが、これは実は今も義務化されております。今回の事故では、この装置が有効に機能しなかったということで、原因としては運転プログラムと連動するような形で動く仕組みになっているものですから、そのままですとプログラムの不具合等で誤作動を生じる可能性があるということで、もう一つ別に戸開防止装置の二重化をやりたいということで、具体的な基準の検討をしている段階でございます。

もう一点、事故情報につきまして義務はないのかということでございますが、現状では義務はございませんが、私どもそれぞれのエレベーター業者と遊戯施設の業者に対しましては、通知レベルではございますが、事故等が発生した場合には報告してほしいという要請をしているところでございます。

3点目の44の(3)ですが、具体的に言いますと、収集窓口を私どもの国土交通省にも設

けましたし、それから、各都道府県にもそういう窓口を設けて相互に共有化するということ。それから、実は消防と連携いたしまして、いわゆる救急で運ばれたような場合には、その情報を私どもの方にいただいて対応するというような連携体制をとるということでございます。

それから、御遺族の方々に対しましては、実は間もなく私ども大臣の方にも来られまして、一番最初に申し上げました二重化についての早期実現を御要望されておりますので、その点については今、進捗状況等を御説明して御理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

松本部会長 続きまして、45番関係につきまして経済産業省からお願いいたします。

経済産業省 45番について、まず普及活動をどういった形で行っているかということでございますけれども、一つは、ガス供給事業者を通じて、チラシ等を通じて注意を呼び掛けるというのがございます。そのほか、45番の資料にも書かれてございますが、月に1回製品安全点検セミナーを開催いたしまして、その中でガス機器の使用に係る注意喚起を行っているということでございます。

もう一つの御質問として、今後の周知の課題としてどうかということでございますけれども、対消費者につきましては、リコールの際の議論でも出ましたが、地域の高齢者等へのきめ細やかな周知をどう進めていくかということが一つ課題でございます。先ほど申し上げたように、なかなかコストも掛かりますので、そう頻繁にはできないんですが、昨年2月、ガス機器に関してはガス瞬間湯沸かし器の事故を踏まえまして、チラシをやはり都道府県・市町村に配付いたしまして、回覧板に載せていただいて周知を図ったところでございます。対事業者につきましては、私ども今でも事故情報報告制度を通じて、公表ですとか問題がある場合には自主的なリコールというものも促しているわけですが、そうしたことを通じて事業者への周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

松本部会長 岡田委員が最初の方で質問されておりましたLPガスの供給形態、ボンベごと売り切りというのは出てきているんですか。

経済産業省 済みません、私は経済産業省の製品安全課から参っております、今は正確なお答えを申し上げられませんが、申し訳ございません。

松本部会長 わかりました。

それでは、続きまして、47番関係ですが、口座凍結関係で銀行窓口からの預金引き出しによる不正な商法への支払い等の問題に関して、金融庁からお願いいたします。

金融庁 御質問は2点ほどだったと思いますが、1点目の口座凍結と被害金の返金でございますが、岡田委員がおっしゃっていたとおり、振り込め詐欺で被害金が振り込まれた場合は、法律的な観点でございますけれども、基本的には預金名義人のものになるということございまして、裁判を起こすなりしないと、なかなか取り戻すことが難しかった、あるいは金融機関によって対応がこれまで異なっていたわけですが、議員立法に

よりまして昨年 12 月に振り込め詐欺救済法が成立いたしました。これを今年 6 月 21 日に施行するというごさいまして、私ども金融庁では政省令の準備、預金保険機構では公告の準備、全銀協を始めとする金融機関では実際の事務手続等につきまして準備を進めておりますので、円滑な返還が進んでいくと考えております。

2 点目の窓口での対応でございますが、金融機関は全銀協を中心に、金融犯罪防止キャンペーンというのを毎年やっておりますが、今年は特に 6 月から振り込め詐欺救済法が施行されることに伴いまして、振り込め詐欺撲滅強化月間というものを 6 月に行うことといたしております。その一環として、利用者の方への啓発活動だけではなくて、ATM、窓口で積極的にお客様にお声掛けをしていく等、そういった活動も行っていただくことになっておりますので、この法律の施行をきっかけに振り込め詐欺等の犯罪の被害が少なくなっていくということを私どもも期待しているわけでございます。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

次に、岡田委員は 48 番との関係で御質問されていましたが、質問の中身は警察庁というよりは総務省に対する質問のような感じがいたしましたので、総務省のから御回答を願えますか。

総務省 先ほどいただきました岡田委員からの、特に総務省にあります電気通信消費者相談センターに関することだったと思いますが、評判が悪いということで貴重な御意見として承りまして、持ち帰って在り方につきまして検討させていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

岡田委員 監視のところで警察のことを言おうと置いて落してしまいましたが、ハイテク犯罪の窓口が、なかなかつながらない状況があります。常にお話し中という感じで、仕方がないので近くの警察に問い合わせをすると、全くわからないようで、やはりそれは警視庁だよということで、緊急を要するような場合にとてもそれでは間に合わないと感じることがあります。

それと、ハイテク犯罪といわゆる詐欺らしいというような、その辺の見極め方というのが私どもではわからないものですから、もし、それが明確に私たちでもわかるのであれば、余りハイテク犯罪に回すべきじゃないようなものまで回そうとするようなことがなくなるのではないかと思います。

松本部会長 では、警察庁の方からお願いいたします。

警察庁 まず、先ほどの警視庁の窓口の関係ですけれども、警視庁の窓口がつかないということにつきましては、今ここではわからないんですが、ただ、各都道府県警察にはサイバー犯罪の相談窓口というのが設置されています。各都道府県それぞれの警察本部に専用の電話番号もございまして、各警察署にもサイバー犯罪の相談係というものもございまして、そちらでこの種の相談対応をしております。

あと、サイバー犯罪とサイトの云々という部分ですが、広くインターネットを使っているいろいろな犯罪をサイバー犯罪と言っておりますが、その中の一つの犯行の手口に詐欺があるわけですし、特に詐欺については48番にありますように、インターネット・オークションで出品の方が出品して、落札者の方が落札された。そこでお金を振り込んで商品が届くというのが通常の流れですけれども、最初からだまそうと思って架空の出品をしてお金をだまし取れば詐欺にあたるでしょうが、最初はだますつもりはなかった場合もあるでしょうし、その辺は一概に詐欺と判断するのは難しい場合があります。こういうネットにまつわる犯罪につきましては、詐欺であろうが何であろうが、先ほど言いましたように、各都道府県警察本部及び各署にサイバー相談の窓口がありますので、こちらの方に連絡をしていただければ対応しております。

それと、緊急につきましては110番がございますので、110番をしていただいたら必ずつながりますので、そちらで対応することになるかと思います。

松本部長 最後に、49番関係で農水省からお願いいたします。

農林水産省 大変恐縮なんですけど、後ろにいたものでよく聞こえなかったの、もう一度質問を言っていただけますか。申し訳ございません。

水巻委員 これを見ますと、もう既に4月から東京、大阪、福岡でGメンが配置されて、活動されているということですので、具体的にどのような活動をして、そして、今後どのような形の展望を持っているか、その辺を教えてくださいと思います。言えない部分は結構です。

農林水産省 わかりました。Gメンというのは食品表示の監視をする者で、全国すべての都道府県に農政局・農政事務所がございますけれども、その職員が監視をやっています。それが普通のGメンで昔から配置してきて、食品表示の監視をやってきたわけがございますけれども、4月から設置しましたのは通称特別Gメンと言っているものでございまして、全国で2,000名ぐらいおりますGメンの中から非常に優秀な方々を20名ぐらいピックアップしまして、場所としては東京、大阪、福岡の事務所に配置するということになっているわけがございますが、普通は東京であれば東京の事案しか基本的には調査しないわけがございますが、特別Gメンにつきましては全国津々浦々、非常に大きな案件があったところはこういう方を派遣しまして、こういう方を中心に食品偽装の解明に当たるという者を今回特別Gメンということで配置したということがございます。

松本部長 ありがとうございます。その他、ただいまの、 に関しまして特に御質問ございませんか。

ございませんようでしたら、これで個票についての質疑は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間につきましては、全体を通してといっても個票の全体を通してという意味ではなくて、評価監視作業全体を通して御意見・御質問がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

西村委員 この基本計画ができて、平成 17 年スタートとかそれぞれの施策によって完成年度が違うということになると思うんですけども、今日こういうふうに議論させていただいたように、昨年なり一昨年も同様のことが行われたのだろうと推察するのですが、内閣府の「消費者の窓」のホームページを拝見すると、消費者基本計画の項目の中にこうした検証とか実証の成果の部分が公表されていないように見えるんですね。これは私の調べ方が悪いのかわかりませんが、一般市民への基本計画の検証結果の公表とか進捗状況というのは、どういう形で示されていくものなのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

川辺消費者企画課長 検証評価の開示でございますが、ホームページのつくりが悪かったのかもしれませんが、消費者政策部会のところがございますので、消費者の窓から行くとたどり着きにくいかもしれませんが、毎年載っております。

西村委員 この個票の状態で載るわけですか。(ホームページに)「消費者の窓」から入ってしまったからですね。

川辺消費者企画課長 そういう意味では、工夫の余地はあるかもしれません。

西村委員 公表されているということで、どうも申し訳ありません。

松本部長 多分、広報の仕方の工夫だと思いますから、1か所からしか入れないのでなくて、いろいろな形で入れるように工夫していただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。

齋藤(憲)委員 今、個票をたくさんチェックしたわけです。私の感心事は、制度をどうしていこうかという部分と、その運用をどこまで徹底していくかという部分の、大きく2種類に分かれています。それぞれについて評価するのですが、制度をチェックするのと、運用がどの程度かを見るのは、少し見方が違うのではないかと感じています。したがって、その辺がわかるようになれば、トータルでもまた評価しやすいのではないかと感じています。

それから、これは無理と言われるかもしれませんが、「 」「×」「 」くらいつけて頂きたい。自己評価であっても満足度はどの程度なのか、あるいは「 」がつくのか。運用面では「 」でも制度的には「 」だとか、いろいろあるかと思います。こういう工夫がなされると、せつかくこれだけ苦労してまとめられたものがもっと分かり易くなると思います。そうして、モレ・穴が発見しやすくなると思います。

松本部長 ほかに御意見ございませんか。

この制度自体が来年はどうなるのかといったことについては、消費者庁というものがどうなるのか、そこの機能がどうなるのか、そして、それに伴って国民生活審議会がどうなるのかといったこととの関係があって、なかなか次のステップとしてどうかと議論しにくいところがあるかと思いますが、今まで3年間やってきて幾つかやり方を試してきたということがございます。1年目は、部会に分けてかなり時間を掛けてヒアリングを行ったということがございまして、2年目は、部会を2つに分けると両方でいろいろ聞いた

い人に不都合だということで1つでやりまして、今年は、安全・安心プロジェクト等でもいろいろヒアリングしているということもありましたから、かなりコンパクトにやって1回で全体でやるというふうにやってきて、毎回違うやり方で取り組んできたということになるかと思います。来年はどうかと言われると、まだちょっとわからないということですが、今まで3回全部参加された方もいらっしゃるでしょうし、そうでない方もいらっしゃると思いますが、特にこういう点ちょっとよくないのではないかという改善提案等ございましたらお出しただけると、来年以降を考える際に参考となるかと思いますが、何かございませんでしょうか。

齋藤（憲）委員 形はどうあれ、こういう仕組みは消費者基本法を実現するための有効なツールだと思います。これを軸にする形でいろいろな面で実現を図っていくようにしていただければ、前向きに進んでいくのではないかと期待しています。

松本部長 ありがとうございます。非常に心強い御発言だったと思います。

ほかに特にございませんようでしたら、本日はヒアリングを相当長時間行いましたので、この辺りで終了させていただきたいと思います。

委員の皆様からお出しいただきました御意見、関心事項等につきましては、事務局において個票への反映作業を行っていただきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、事務局から連絡事項をお願いいたします。

川辺消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程等が決まり次第、追って事務局より御連絡させていただきます。

松本部長 ありがとうございます。

それでは、本日の部会はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。